

令和7年度由布市キャッシュレス決済端末等 導入業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、由布市の収納窓口における使用料及び手数料等の公金収納において、支払手段の多様化による住民の利便性向上と業務効率化を図るため、キャッシュレス決済端末等を設置し、キャッシュレス決済に対応するものです。このため、本実施要領に基づいて公募型プロポーザル方式を実施し、契約候補者を選考します。

2 事業者選定概要

(1) 業務名

令和7年度由布市キャッシュレス決済端末等導入業務委託

(2) 選定方式

- ①本事業選定は、公募型プロポーザル方式で行います。
- ②本事業の選定は、由布市職員により構成する令和7年度由布市キャッシュレス決済端末等導入業務受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行います。
- ③審査では、企画提案書を基に、プレゼンテーションとヒアリングを行い、公平かつ適正な審査により最優秀者及び次点者を選定します。
- ④審査にあたっては企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより選定委員会が行い、最も高い評価（最高評価点）を得た応募者を受託候補者として選定します。
- ⑤最高評価点が複数者となった場合、提示された見積金額がより低い提案者を最優秀者とします。
- ⑥参加事業者が1者の場合でも審査を行い、基準を超えていれば当該事業者を選定します。
なお、この場合の合格基準点は6割以上とします。

(3) 業務提案限度額

- ①キャッシュレス決済端末機器等の導入に係る費用 6,000,000円
(消費税及び地方消費税を含む)
- ②利用料・保守運用費用等の月額費用 200,000円
(消費税及び地方消費税含む)

※決済手数料は含まない。

審査内容	選定数
① 令和7年度由布市キャッシュレス決済端末等調達業務委託（以下、「仕様書」という。）で定める業務についての実施方針及び企画提案書【様式任意】	総応募者

② 事業者概要【様式2】 ③ 実施体制【様式3】 ④ 委託業務の実施スケジュール【様式4】 ⑤ 運用開始後の保守及びサポート体制【様式5】 ⑥ 基本機能要件表【様式6】 ⑦ 取り扱い可能なキャッシュレス決済一覧及びその他費用【様式7】 ⑧ 令和7年度由布市キャッシュレス決済端末等導入業務委託見積書【様式8】 ⑨ 参考マニュアル	↓ 最優秀者 次点者
---	------------------

(4) 事業者選定日程（予定）

募集の公告	令和7年8月18日
様式の交付期間	令和7年8月18日～令和7年8月29日
質問書提出期限	令和7年8月29日 午後5時まで
質問への回答期限	令和7年9月 3日 午後5時まで随時
参加申請書等の提出期限	令和7年9月 8日
企画提案書等の提出期限	令和7年9月18日
審査会	令和7年9月29日
選定結果の通知（郵送予定）	令和7年9月30日

※実施要領中の期間及び期限に変更があった場合、下記の通り通知する。

- ・参加申請書提出前：由布市ホームページにて通知する。
- ・参加申請書提出後：個別に参加申請書提出者に電話又はメールで通知する。

3 応募資格

応募資格を有する者（共同事業体の場合はすべての構成員）は、参加申請書の提出期限日において、次に掲げる（1）～（6）の要件すべてに該当する者としてします。

- （1）単体又は2者以上の共同事業体であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）由布市から入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- （4）公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- （5）破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （6）自己又は事故の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用、使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- なお、資格要件確認のために、大分県警察本部に照会する場合がある。

4 審査に係る手続等

（1）本実施要領及び参加申請書等の様式の交付期間等

ア 交付期間

令和7年8月18日（月）から令和7年8月29日（金）午後5時まで

イ 交付方法

由布市ホームページにアップロードするのでダウンロードしてください。

（ <https://www.city.yufu.oita.jp/> ）

（2）質疑応答

質問書（様式10）は、電子メールでのみ受け付けます。質問に対する回答は、由布市のホームページに掲載します。

質問を受付すると受け付けた旨の通知メール（以下、「受付完了メール」という。）を送信します。受付完了メールが届かない場合はお問合せください。

ア 質問書の提出期限

令和7年8月29日（金）午後5時（事務局必着）までとします。

イ 質問回答期限

令和7年9月3日（水）午後5時まで

ウ その他

質問への回答事項については、本実施要領の追加又は修正とみなします。

（3）参加申請書等

以下の提出書類について、持参又は郵送により令和7年9月8日（月）までに提出してください。

（郵送の場合は簡易書留郵便の上、令和7年9月8日（月）必着）

ア 参加申請書等の提出書類

- ・参加申請書【様式 1】
- ・共同事業体構成書（該当する場合のみ提出）【様式 1－2】
- ・共同事業体協定書（該当する場合のみ提出）【様式 1－3】
- ・事業者概要【様式 2】

イ 参加申請書等の提出先

〒879－5498

大分県由布市庄内町柿原302番地

由布市役所 会計課 プロポーザル担当者 宛

※郵送の場合は封筒に「プロポーザル資料在中」と朱書きしてください。

ウ 受付番号の通知

参加申請書等を提出した応募者には、事務局から電子メールで受付番号を通知するため、連絡先を必ず記載すること。のちに提出する企画提案書等提出書類には通知した受付番号を明記すること。

(4) 資格審査

参加申請書等の提出が行われた場合、応募資格を備えているか審査を行います。資格審査の結果は、令和7年9月9日（火）に事務局から書面にて通知、郵送します。

(5) 企画提案書等

以下の書類について、令和7年9月18日（木）までに持参又は郵送により提出してください。

（郵送の場合は、令和7年9月18日（木）必着）

ア 企画提案書等の提出書類

- ・企画提案書【任意様式】
※プレゼンテーション資料の枚数は30枚以内とすること
- ・実施体制【様式 3】
- ・委託事業の実施スケジュール【様式 4】
- ・運用開始後の保守及びサポート体制【様式 5】
- ・基本機能要件表【様式 6】
- ・取り扱い可能なキャッシュレス決済一覧【様式 7】
- ・令和7年度由布市キャッシュレス決済端末等導入業務委託見積書【様式 8】
- ・同種業務又は類似業務を受注した際に作成したマニュアル

イ 企画提案書等の提出部数
正本各1部 副本各8部とする。

ウ 企画提案書等の提出先
参加申請書等の提出先と同様とする。

(6) 選定委員会による審査会（プレゼンテーションとヒアリング）

ア 応募者による「企画提案書等」の説明（プロジェクター使用等による20分以内のプレゼンテーション）と選定委員による10分程度のヒアリングを行います。

イ プレゼンテーションの参加者は5名程度までとします。
なお、プレゼンテーションは、本業務のプロジェクマネージャー、プロジェクトリーダー等の主たる担当者を予定している者が行うこととします。

ウ 開催は、令和7年9月29日（月）を予定していますが、実施時間、場所及びその他詳細については、別途通知します。

エ プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とします。

(7) 選定結果の発表

選定結果については、参加者に結果を書面で通知します（令和7年9月30日（火）に郵送予定）。

なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

5 委託する業務内容等

(1) 委託業務名

令和7年度由布市キャッシュレス決済端末等導入業務
（以下、「委託業務」という。）

(2) 業務の内容

ア 本業務は、由布市の収納窓口におけるキャッシュレス決済に対応したキャッシュレス決済端末等の導入及び運用・保守業務を行うものです。

イ 契約に際しては、業務の詳細について契約予定団体と双方で確認を行います。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(4) 業務委託の契約等

ア 審査会で選定された最優秀者を業務委託の契約候補者とし、契約締結協議を行う。

イ 企画提案書等の提出者が1者となった場合は、選定の結果、一定以上の評価であれば、契約候補者とする。

- ウ 最優秀者が本事業者選定以後に「6 その他(1) 失格事項」に該当すると認められた場合、由布市と最優秀者による本業務委託契約締結交渉が不調となった場合、又は、都合により最優秀者が辞退した場合は、次点者を契約候補者として契約交渉を行う。
- エ 本事業者選定以後、業務実施体制が著しく変わった場合、又は「6 その他(1) 失格事項」に該当すると認められた場合は、契約候補者としての地位を取り消す場合がある。また、本契約締結後においては、その契約を解除する場合がある。
- オ 本事業者選定以後、契約候補者が、「実施体制(様式3)」に記載する「再委託等」の事業者と再委託契約を締結する場合は、あらかじめ由布市から再委託承認を得る必要がある。この場合、由布市は、契約候補者を通して、再委託先事業者と守秘義務に関する覚書を締結するものとする。
- カ 本業務のプロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダー等の主たる担当者は、本業務における進捗管理を行うとともに、再委託先事業者や共同事業体の場合の構成事業者との連絡調整の窓口となるものとする。また、本委託業務完了までの間、由布市が認める場合を除き、交付することは認めません。

6 その他

(1) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

- ア 参加申請書等及び企画提案書等に虚偽の記入をした者
- イ 見積価額が、「5 (3) 業務委託料」の限度額を上回る者
- ウ 参加申請書の提出期限日現在において応募資格がなく企画提案書等を提出した者又は参加申請書の提出期限日から委託契約の前日までの間に、応募資格を有しなくなった者
- エ 参加申請書等及び企画提案書等の作成留意事項、提出方法及び提出期限に適合しない者
- オ 企画提案書等を複数案提出した者
- カ 選定委員又は関係者と本計画に関する接触を行った者
- キ 企画提案書等に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者
- ク 様式6「機能要件一覧表」の必須項目を満たしていない者
- ケ その他、選定委員会が不適格と認めた者

(2) 企画提案書等の取扱い

- ア 提出後の企画提案書等の追加、修正、差し替え等は認めません。
- イ 企画提案書等は返却しません。また、必要に応じて補足資料等を求める場合があります。
- ウ 提出された企画提案書等は、応募者に無断で本業務の受託者選定以外の目的に使用しません。
- エ 企画提案書等の選定を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製を作成することがあります。

(3) 参加の辞退

「参加申請書」を受理した後、審査会までに提案競技への参加を辞退する場合は、令和7年9月18日(木)午後5時までに辞退届(単独企業の場合は様式8、共同企業体の場合は様式

9)を由布市役所会計課に提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。また、封筒に「公募型プロポーザル辞退届」と朱書きすること。

(4) 費用負担

企画提案書等の作成及び提出に係る費用等のプロポーザル参加に係る費用は、応募者の負担とします。

(5) 使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。文字サイズは11ポイント以上とします。